

水郷柳川における集住環境の形成と変容

「水路」「いえ」「まち」の相互関係の分析より

丸茂 悠

1 はじめに

現代の都市では、河川や道路は「公」、住宅は「私」というように、所有や利用、管理について「公」と「私」の領域に区分されている。しかしながら、もともと人々が集まって暮らす場には、自然風土に適応した独自の空間形態や風習があり、このような集住の場は居住者により整えられ維持されてきた。これは現在の一元的な「公」「私」の2領域制とは異なる集住空間と仕組みである。

本研究では、水路とともに集住の場を形成し維持してきた柳川における「水路」「いえ」「まち」の相互関係とその変遷を明らかにし、居住環境の形成と集住の仕組みについて考察する。

論文では、序章で研究概要を述べ、1, 2章で柳川と水路について概説し、3章で絵図や史料、文献をもとに近世城下町から近代都市への「まち」構造の変遷を考察した。4, 5, 6章では現地調査から得た情報を中心に「水路」「いえ」「まち」の相互関係について分析を行った。7章では、本研究により明らかになった集住地の構造と特性について述べ、論文のまとめとする。

この梗概では、4章で対象とした宮永町、常盤町、鬼童町における水路と屋敷の相互関係と地区構造の分析と、これにより明らかとなった集住環境の構造と形成について述べる。

2 柳川の概要

柳川は筑後平野の西南端に位置し、市域には約470km²、面積にして12%を占める水路が巡っており、この中には、幅が20m以上あり舟下り路や貯水池になっている大きなものや、2m程の家々の間を流れる細いものまで大小様々ある。この水路は、2000年以上前に低湿地を居住地に変えるために掘られた溝が、地域の自然と住民の生活に対応しながら発展してきたものである。現在の水利体系は、近世

初期の柳川城下建設時に整えられた。近世期の水路は、城の防御や飲用水・生活用水の供給、灌漑、排水路、舟による輸送路という役割を担っていた。すべての水路は取水路と排水路の両方に利用されていたため、人々は早朝や冬の寒い時期に飲料水などの水を汲み貯水し、昼間に洗い物などを行うなど、水路を時間差で使い分け、かつ、汚水は水路へ直接戻すのではなく、敷地内の溜枘やタンボで浄化してから水路に戻すという、水路の状態を一定に保つシステムを持っていた。しかしながら、昭和の初めの上水道による給水開始や生活スタイルの変化などにより、水路は荒廃し、昭和52年には市街地の水路の埋立てが計画された。しかしこの時、水路の価値を見直し存続を求める運動が起こり、柳川市は方針を一転し、水路を中心としたまちづくりを行うこととなった。現在、市が主体となって市民参加の水路浄化及び、維持、管理に取り組んでいる。

柳川の中心部は、外堀に囲まれ城を中心とした武家屋敷地であった城内地区と、街道が通り町人の町と下級武家屋敷、寺社が配置されていた柳河地区で構成されている。

3 宮永町における堀空間の利用と居住空間

宮永町は、近世初期の城下建設時に城内地区の南端につくられた武家屋敷地である。幅の広い外堀と内堀によって囲まれ、近世期には堀と道の両方に面した屋敷が道沿いに連続し、城内地区の一般的な武家屋敷地の構成であった(図2a)。明治維新後、旧屋敷地の多くが水田化し20軒ほどの屋敷が点在する状態が昭和20年頃まで続いた。戦後の高度成長期以降は宅地化が進み、現在100軒を越えている(図4)。堀は、城下建設時に城の防御を意図してつくられ、南部に広がる周辺農地の貯水池の機能も持ち、昭和30年代以降は舟下りに利用され観光資源としての役割も持つようになった。

近世期の屋敷は、敷地周囲を木々で囲んだ囲み型屋敷であった(A邸)。この囲みの中には、母屋、倉、庭があり、道に対しては門を構え、堀には汲水場を持っていた。汲水場以外にも、屋敷沿いの堀には屋敷居住者が舟やクモデ網を置いていた。近世期、四方を木々で囲み周辺から独立した屋敷が道の両側に並んでいた。

明治になって起きた水田化は、敷地全体、あるいは敷地

●論文の構成

序章：研究背景と目的、調査方法

1章：柳川の概要

2章：水路体系と役割の変遷

3章：空間構成から見た柳川の「まち」の変遷と特徴

4章：水路と屋敷の相互関係とその要因

(旧武家屋敷地である3地区(宮永町、常盤町、鬼童町)を対象に)

5章：地区特性の継承と集住環境維持の仕組み

(隣り合う東魚屋町と小道具町の比較より)

6章：「私」と「公」の相補関係(自領域内の浄化処理、水路際の整え、京町歩道の創出、電信柱の私有地内設置、水路のとりこみ)

7章：まとめ(集住地の構造と特性)

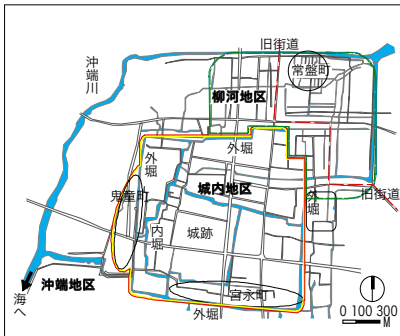


図1 柳川の「まち」構成と対象地区

同スケールで表した宮永町、常盤町、鬼童町の明治初期の敷地割である。宮永町は、幅の広い内堀と外堀(幅18間)により囲まれている。常盤町は、4つの小路は水路(幅1間)を境としていた。鬼童町は、外堀から引き込まれた複数の水路が町の中を縫うように流れ1本に合流し、下流へと続いている。敷地規模も常盤町の30坪代のものから、宮永町の8反を越える敷地まであり、同じ武家の屋敷地であっても敷地規模や形態は異なっていた。

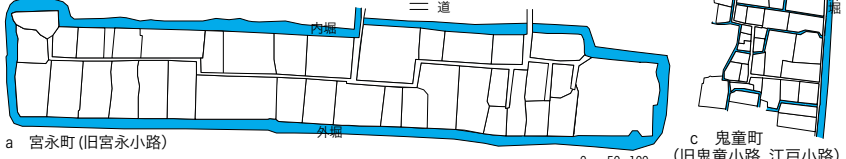


図2 明治初期の敷地割 (a 宮永町, b 常盤町, c 鬼童町)

の一部を居住スペースとし残りを田に変えるものであった。この時の屋敷構成は、居住スペースを道側に寄せ堀側を田に変え、宅地周囲を木々により囲んだもので、縮小化した囲み型屋敷となっていた(B邸)。宅地と堀の関係を見ると、家の裏から田の脇を抜けて汲水場へ通じる道があり堀とのつながりを維持している。

近世・近代を通して、堀は囲み型屋敷の囲みの外側にあり屋敷と水路は離れているように見えるが、各家が堀に汲水場を設け、その汲水場の横には魚を採るクモデ網、舟と舟小屋をおくなど、各家の利用が確保されていた。そして、屋敷内には、生活污水を排水するための溝があり、堀へ続いていた。敷地が広いから、この溝は長く、汚水は堀に戻る過程で地面に吸収され自然に浄化されていた。

戦後に田の再宅地化や敷地の細分化が起きたが、この頃すでに上水道が敷設されていたため、家が堀に直接面する必要がなく、堀と関係しない敷地もできている。その一方で、堀に面した敷地では堀を庭に連続するオープンスペースとして生活に取り込む家が現われている(A邸現在)。これは、建物や敷地を堀にひらき、活動の場としてではなく、室内に光や風を採り入れ自然を眺めるなど、堀の空間を居住環境の快適化に利用しており、囲み型武士住宅とは異なる堀と住居との新しい関わり方である。

このように、宮永町の各屋敷は規模が大きく、屋敷内の構成や堀の利用について周辺からは独立的であった。そして現在も堀の広さを生かし居住空間をつくっている。この堀は舟下りや遊水池など公共の利用がなされ、堀の清掃は居住者ではなく観光業者や市が中心となって行っている。

4 常盤町における水際のパターンと共同性

常盤町は、柳河地区の北端、沖端川沿いに位置し、4つの足軽小路を明治期に合併した旧下級武家地で、小路境には水路が流れている。各小路の中心には道が通り、短冊型の敷地が連なっていた。

明治初期の常盤町は、近世期の影響を受けた間口3間ほどの短冊状の均質な敷地割で(図2b)、75軒の家が並んでいた。1920年代までに家は37軒に減少し畑地が広がった。戦後の再宅地化により、現在道の両側には住宅

が63軒並んでいる(図5)。

常盤町の明治初期の敷地規模は30から40坪代の狭いものも多く、水路幅は1間程と宮永町に較べると、敷地、水路ともに高密度に利用されていた。下級武家屋敷の流れを持つC邸では、建物は道側に寄り、水路側のオープンスペースに菜園と溜枧がある。そして水路側は生垣など設けられずに開かれており、汲水場がある。昭和2年に新築したD邸は、水路際の空間は狭くなっているものの水路に向かって勝手口があり、汲水場と溜枧がある。このように、生活水の取水に水路の水を利用していた頃、建物の水路側に水回り、水路には汲水場、その横に浄化装置である溜枧、タンボ、菜園があった。狭い空間で水路を利用するため、取水・利用・浄化・排水のためのパターン化した空間が並び、水路際の構成は建物の建設年代と関係なく見られ、水際の型となっていた(図7)。

戦後、宅地の拡大や敷地の更なる細分化が起き、水路に面さない敷地ができ、また水際の構成にも変化が現われた。D邸は、水路沿いは障壁なしに水路と直に面していたが、昭和51年の増築では水路際に壁を立ち上げ水路へ背を向けている。他にも建替え時に、水路境界にフェンスと植栽をし空間を切っている家がある。このような水路と私有地を切る形式は、昭和50年代半ばまでの水路が荒廃していた頃に新築、改築されたものに見られる。その後、水路が浄化され始めてから改築した例では、水路側に開口を



左上 宮永町を囲む外堀
右上 常盤町の細い水路
左下 鬼童町の池となった水路
図3 水路の様子

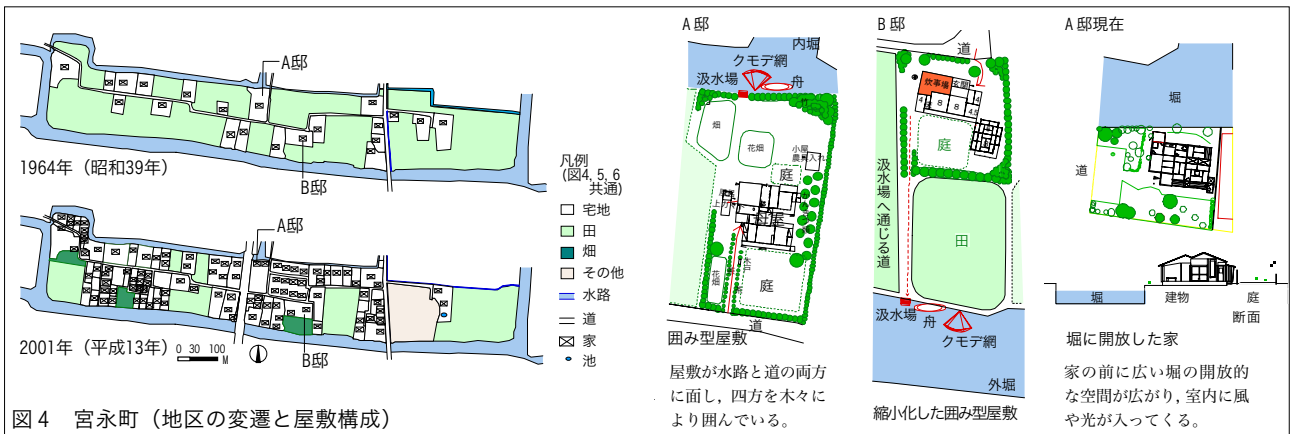


図4 宮永町 (地区の変遷と屋敷構成)

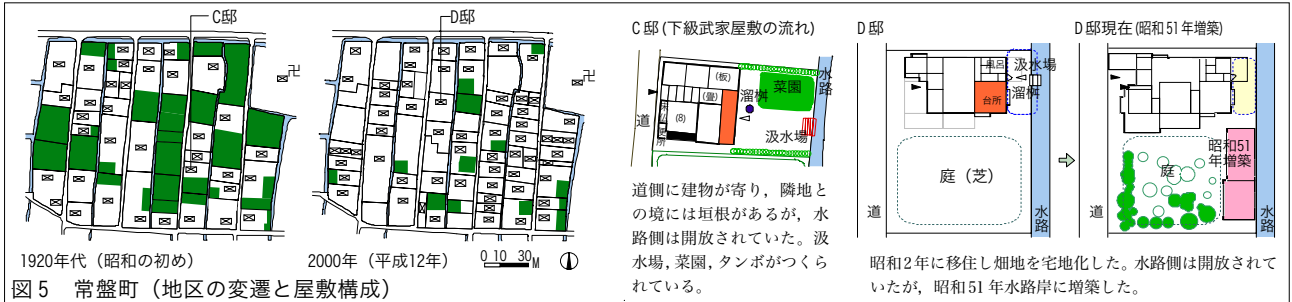


図5 常盤町 (地区の変遷と屋敷構成)



図6 鬼童町 (地区の変遷と屋敷構成)

とり、庭と水路を連続させる形式を継続させたものがある。また草木の水遣りに水路の水を利用している。このように、水路際の扱いには再び変化が見られる。

水路沿いに並ぶ各敷地の水路側は開放されていたため、兩岸の建物に挟まれた空間が一体化していた。D邸の勝手口前の水路岸は、水路の対岸が空地になったために道までつながり、不安を感じ、水路沿いにプランターを置くことにより、水路の手前で空間の切れ目をつくりだしている。家同士が近接しているため、単一敷地のみだけではなく隣接地とともに空間が形成されており、各居住者は周辺環境の変化に敏感に反応し対応を行っている。

以上のように、常盤町の水路は、幅が狭く公共性をもった水を通しながら、空間自体は両側に建つ家に共用される空間となっていた。そして、この水路沿いの私有空間は、水路や近隣の状況の影響を受け変化し、現在浄化にともない水路の存在を許容した空間構成が現われている。この町では、かつて狭い敷地でしかも高密度に水路を利用するためにパターン化した水際を並べて対応し、現在も町単位で草取りやゴミ拾いといった維持活動を行っている。

5 鬼童町における水路の居住空間への要素化

鬼童町は城内地区の西の端に位置する旧武家屋敷地だが、前2地区のように城下町建設期に計画的につくられたものではなく、鬼童小路は外堀沿いに近世の間に徐々に形成され、江戸小路は明治になってから置かれた。柳川の町や小路の境は水路が一般的であるが、鬼童町では、町の内側を数本の水路が流れている (図2c)。

明治期には、鬼童小路沿いとその後ろに家が20軒程あり、宅地以外の土地は水田であった。1960年代から住宅が増加し、1999年67軒となっている。町の中央に、1964年に東西方向に、1999年には南北方向の道路が完成し町の構造は大きく変化している (図6)。

鬼童町の水路は、2本の水路にはさまれているもの、私有地内を水路が通るものなど、敷地と水路、道との接し方は、宮永町や常盤町と異なり変則的である。

E邸、F邸ともに武家屋敷の流れを持つが、E邸の敷地は、南と北で2本の水路 (w3, w4) と接し、北側の水路に汲水場を設け、南側の水路は庭園の池のように仕立てている。水路の水を利用していた頃の建物が、改造を加え

ながら維持されており、池の前には座敷と縁側がある。一方F邸は南側の水路(w5)に汲水場を持ち、更に池としていた。生活污水は水路とは切り離された北西のタンポに流れていた。昭和40年代の建替えにより、規模や間取りが変わったが、以前の建物も現在の建物とも池の前には座敷と縁側を設けている。私有地内を通る水路を池とし、それを観賞する空間がとられ、建物と庭が対応している。水路は池として庭の要素に利用され、普段の手入れは居住者自らが行っている。

水路の利用をw4の流れで見ると、外堀から引き込まれE邸で池となり、隣家では本流から引き込み型の池にしており、次の家では敷地沿いを流れており汲水場が設けられている。そして再び私有地内に入り池に仕立てられすぐ隣に汲水場が設けられるなど、敷地と水路との関係に応じて水路の用途が次々に移り変わっている(図7)。

以上のように、鬼童町では水路と私有地との関係が固定されておらず、水路の用途は場ごとに変化し、水路の利用や管理が各家に任せられ、水路を私有化することにより各家で維持が行われている。

6 「公」「私」領域の関係性

一般的に、水路は公共空間とみなされ、「私」から切り離れた管理運営がされている。これは水路が水の通路であり、その他にも貯水や遊水池といった広域的な役割を担っているためである。柳川でも、外堀は準用河川として管理され、その他の水路も各種団体の管轄下にある。しかしながら、宮永町、常盤町、鬼童町の事例から明らかなように、水路の空間自体は「私」領域と重なりあい、居住空間と関係している(図8)。

宮永町の囲み型屋敷は、木々で囲まれ周辺から独立し、堀と宅地部分は木々により分離されていた。しかしながら、各家は堀に汲水場を設け、さらに舟やクモデ網を置いており、堀はそこに面した各屋敷に付随した領域となっていた。現在、堀沿いの家の中に、堀に開口を向けて堀上の空間から室内に自然をとり込む形態が見られる。この堀は、舟下り路にも利用されており、舟の道に使われながら、同時に堀に面した家にも活用されている。

常盤町では、細い水路に面した両岸の家の水路境は開放されていた。そのため水路両岸と水路は一体的な空間となり、更に、そこを流れる水は水路の両岸に並ぶ家々によって反復利用されており、空間も水も共用物となっていた。

鬼童町では、前2地区のように敷地の外側を水路が流れるのではなく、水路が「いえ」の領域内を流れている。この水路は居住者の手で池に仕立てられ、居住空間の要素となり、利用、空間とも水路が通る「いえ」に限定されている。

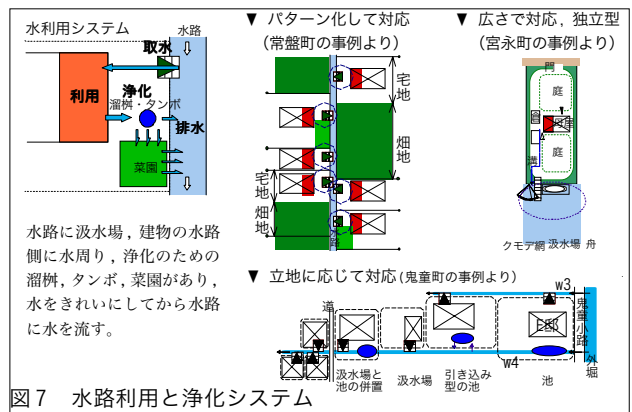


図7 水路利用と浄化システム

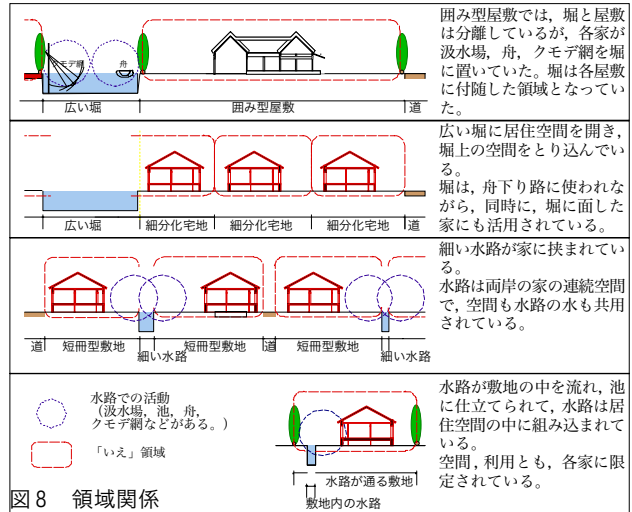


図8 領域関係

このように、水路や敷地形態に応じた水路の利用が行われ、維持についても、観光業者が中心であったり、町単位、あるいは居住者自身など異なっている。これらに共通している点は、水路と水の流れを維持していることである。各「いえ」が連続体である「水路」の部分と関わり、それらが連なって次へと水を流している。そして、各「いえ」での水路に対する振舞い方にも共通項がある。それは、この地域特有の取水路と排水路に兼用されることに対して、各「いえ」ごとに汚水を処理していたことである。この自領域内での浄化処理は、規模や構成が異なるすべての「いえ」で行われていた。

以上、柳川の水路を居住の視点から見てきたが、水路を単なる水の通り道として限定的に扱うのではなく、立地や時代状況に対応したかたちで、水路そのものの用途や、水路水、水路上の空間の利用を重層させていることが注目される。このような「水路」と「いえ」の双方を生かしあう関係は、人々が居住環境を自らの手で整えていくうちに生まれたものである。空間や利用について、住宅が単一の「私」に限定的であるのに対して、「水路」は複数の「私」に共用される。そのような複数の「私」の共用領域を現在は「公」として区分しているのであって、本来、居住の場である。従って、「私」を排除することで成立する現在の公共性とは異なる仕組みが必要である。